第12889号 令和2年(2020年) 1月10日(金) (毎週 火・金発行)

次 目

告	7	下																									
○保安林	の指	定に	関す	るう	予定																		(森	休保	全部	!)	1
○保安林	の指	定に	関す	つるコ	予定																		(IJ)	2
○指定民	字计	ード	ス重	[業]	・ その:	指定																(点	、 (齢 :	去士	接誰	E)	2
○積玄証	田士	のな	/ · · ·	*	3 V)	1 H V	-															(10	1 困12、	一人	(产部	B)	2
□ 保保 保保 指 電 電 電 電 電 電 電 電 電 電 電 電 電	かり	いて	コン	+12 /2	느 17호 -	+ [H	(文)	;ct.	- 1	中々	⊬ 	· D ·	+12 =	→							/ I7:	± 2:	· =	七十	· 1空 部	K)	
○児里倫	他 任 石	に基	ンイヤ	打けん	ト 早	舌児	連り	ガス	抜	争ヲ	三白	<i>い</i>	旧りっこ	上,		· · ·	 Эт.).	 - #	٠.	• •	(Þī	早 //-	· (白又	. 抜 莳	ミ ノ	3
○障害者	の日	吊生	活及	い 作	上会	生活	i & i	総合	的	どう	く接	9	57	こめ) (/)	法 1	軍に	_	·つ		,						
く指定	目立	支援	医療	、機員	目 ()	精神	通	完 医	療) 0)指	定		• •		• • •	• • •	• • •	• •	• •	(IJ)	3
○障害者																											
く指定	自立	支援	医療	機員	月 ()	精神	通	院医	療) 0)更	新									(IJ)	3
○障害者	の日	常生	活及	びネ	t会.	生活	を	総合	的	にす	て接	す	る方	とめ	50	法1	律に	ユ基	づ								
く指定																					(IJ)	3
○障害者	の日	党生	活及	・アドネ	· 十二	上 汪	た	公公	始	レスマ	7 摇	7	スプ	ш д 5- <i>у</i>	5の)	往1:	- 其	べ		(,	0
く事業	老の	12 上	111 //			1									, v,	14		- 22			(IJ)	3
○旧会垣	力. 沙·	7ヶ 甘	~ /	+12 /2	- (소	生 旧		16 土	- 1	中五	<u>بر</u>	· D ·	1日 5	⇒ α	一田	立仁					(,,]])	4
○ 光 里 佃	仙仏	に卒	-) \	1日人	다 바꾸	古兀	(田)	リメ	.1反	尹ヲ	₹個	<i>V</i>)	1日人	EV.	ノ丈	利					(/) 坐 [<i>)</i>	_
へ ○児童福 ○道路の ○道路の	区以	変					• • •					• •		• •		• • •			• •	• • •		•	(坦]		全部	とし	4
○追路の	区或	変 史					• • •					• •		• •		• • •			• •	• •		•	(IJ)	4
○道路の	供用	開始					• • •					• •		• •		• • •			• •	• • •		•	(IJ)	5
○道路の○道路の○道路の○道路の○道路の○	供用	開始	• • • • •	• • • •			• •					• •		• •		• • •			• •	• •			(IJ)	5
○道路の	供用	開始	• • • •	• • • •	• • •		• •					• •		• •		• • •			• •	• •			(IJ)	5
○鳥獣捕	獲等	事業	の変	更の	つ認	定…																	自	然保	護護	!)	5
○道路の	区域	変更																					(首:	路保	全部	見)	6
○鳥獣捕 ○道路の ○熊本県	の海	洋生	物資	源0	つ保:	存及	てドイ	许明	113	関っ	トろ	計	面(刀叉	上重								(/ k i	産振	1 1 1 1 1 1 1	月)	6
八		±																					(/] -/-		\ \ \ H \		
○仮設鋼	ホオォの	加分																					(治:	火 敕	(備部	E)	10
○ 令和 2	伊田	(9	0.0	0 /=	二 庄) TZ-	てド	Δ ¥r	1 9	左尾	¥ (0	Λ .	ດ 1	圧	⊯ \	٠ ٠/٠	ىلىك					(元)	中亚	I NHI IIZ	()	10
1.1. >><	ALIC ALIC	P = 1	⇒ 1 A-A	 AUL = 7. 	H T.	コノンー	. 1	- I.L	· -	44 F	→ →	1.1	\rightarrow \downarrow	>	4-4	⊐m -	-						(+ + /	4- 55	: TIII =: F	я \	1 1
林道事	美側 大部	里 臤	計寺	美形	分安	記に	- 1余 -	の指	1名	贶勻	卢八	. 个し:	梦)	川和	了至	训 1	苴.		• •	• • •		•	(拉)	が 官	生 市	た)	11
〇 御 船 都	中計	画用	医地	1 1 1 3	2 史	(佴	船	リ 次	正	<u>,</u> .		• •		• •		• • •			• •	• •		•	(都)	†1 計	一画部	F)	13
○御船都	市計	曲地	区計	- 迪 0	つ決	定(御力	沿町	「決	定)		• •		• •		• • •			• •	• • •		•	(")	14
○都市計	画法	によ	る開	発行	亍為	に関	す.	るエ	_事	のぎ	己了	• •		٠.		• • •			• •	• •		• •		(建	築語	!)	14
○公共測	量の	終了					• •					• •		٠.		• • •			• •	• •		• • •		(監	理調	!)	14
○公共測	量の	実施																		• •				(IJ)	14
○都市計	画法	によ	る開	発行	テ為	に関	す.	るエ	事.	のヺ	三丁													(建	築語	見)	14
○荒尾都	市計	画道	路の	変す	頁		·																(都i	古計	- 画	1 (15
○長洲都	市計	国语	路の	変す	頁																		(II.	- r)	15
本御御都公公都荒長下 神都都計測測計都都消	7 4	林縣	敕借	シンション ション・ション ション・ション ション・ション ション・ション ション・ション ション・ション アイ・ション アン アイ・ション アイ・ション アイ・ション アイ・ション アイ・ション アイ・ション アン・ション アイ・ション アン・ション	Ei の:	油不	·																、 (本力	床 亿	. 全部	E)	15
〇十州改	八云	かり	走げ		リック、 1.5公																	. '	(水(水)	ᆘᄺ	土田	E)	16
○土地以	以口	アンクス	貝り	(選作	ステ							• •								 曲 」	ււ	+-	(辰/	凹可工士	11年21年1	K)	
〇展用地	利用	1111万	一二	一のず	집비		• • •					• •		• •		• • •			(,	辰.	HU.	• <u>打</u>	! () -	于又	. 抜 莳	E)	16
〇農用地	利用	配分	計画	[(())]	芯미		• • •					• •		• •		• • •			("	/ = 4)	16
の一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	位置	の指	定…				• • •					• •		• •		• • •			• •	• • •		• • •		(建	築語	!)	17
登	鄆 1	衣 鶆	Ę																								
○令和元																											17
○熊本県	警察	本部	が所	管	トる:	施設	で	使用	す	る冒	氢気	(/	低月	王)	\mathcal{O}	入	札賞	資格			(誓	警察	本語	邹会	計調	具)	18
○熊本県	警察	本部	が所	管	ナる	施設	で	使用	す	る 1	官気	(低厂	E)	\mathcal{O}	入	ŧĹŐ)実	施		(IJ)	18
正 正		呉	. ,,				'	, 1	. /				. —/-	,			. –	- 1	_		`					,	
〇令和元			0 1	9 年	F 度) 1	2	月 1	7	日育	上本	県	公司	堂石	業	管 3	理判	見									
程第7	异 (能木	県 企	業月	引離	拉昌	* 業	カキ	! D	立	ドか	沙	一,	ーコ	一相	程)	<u> / </u>	<u>.</u>		(企业	と に	総	終 級	一世部	月)	22
144 214	J (VVV -1-	/I\ IL	- / /	J. HW.	>=< /1/L	· / \	>0.1I		Н	- ٠	-^-		, 0	· /ソL	1-4-/				\ -	· - /	·~ /	, n.m.a	ノノガニ	- H	~/	

示

熊本県告示第7号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林 にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。 令和2年(2020年)1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字上色見字中迎原1860番2、 1861番、字下戸ノ下1907番、1908番

- 土砂の流出の防備 指定の目的
- 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。 字中迎原1860番2・1861番・字下戸ノ下1907番・1908番(以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産 部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置い て縦覧に供する。)

熊本県告示第8号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林 にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和2年(2020年)1月10日

熊本県知事 蒲

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字一関字髙塚2377番2・大 字中松字二ノ坂4242番42(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 水源の涵養 指定の目的
- 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

T 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産 部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置 いて縦覧に供する。)

熊本県告示第9号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サー ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。 令和2年(2020年)1月10日

> 熊本県知事 蒲 島 郁

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
株式会社シーヒューマン	アンビー合志訪 問介護ステーシ ョン	合志市竹迫22 90-3	令和2年 (2020 年)1月1	訪問介護
			日	

熊本県告示第10号

家畜改良増殖法 (昭和25年法律第209号) 第4条第1項第2号の種畜証明書を交付 したので、同法第8条第2項の規定により公示する。

令和2年(2020年)1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

検査日	種畜証明書 番 号	種畜の名号	品種	検査 成績	飼養者	検査場所
令和元年	11381197310	今字1	褐毛和種	1級	独立行政	玉名市
(2019年) 12月20日	11551297413	黒川栄2ET	褐毛和種	1級	法人家畜改良セン	
(金)	11502186247	鶴幸重1 E T	褐毛和種	1級	ター熊本 牧場	

熊本県告示第11号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

能

令和2年(2020年)1月10日

熊本県知事	蒲	島	郁	夫
ソニュー・ハレ フローユ	1111	ш	1112	

事業所の名称及	事業者の名称、主た	指定年月日	事業所番号	障害児通所
び所在地	る事務所の所在地及			支援の種類
	び代表者の氏名			
多機能型事業所	株式会社輝	令和2年	4 3 5 0 4 0	指定児童発
えんげる	玉名市松木23番地	(2020年)	0 1 4 1	達支援
玉名市松木23	1	1月1日		指定放課後
番地 1	竹中 奈々			等デイサー
				ビス

熊本県告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和2年(2020年)1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

(10.11 20.10 12 20.7	
指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ステーション ココナ	令和2年(2020年)1月
菊池郡大津町大字引水218-3 グランディオー	1 日
ソ A-1 0 2 号室	
セントケア訪問看護ステーション 合志	令和2年(2020年)1月
合志市幾久富 1 6 5 6 - 4 5 9	1 日

熊本県告示第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和2年(2020年)1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
かんな薬局	令和2年(2020年)1月
上益城郡益城町大字馬水805-2	1 日
きりん薬局 岡原店	令和2年(2020年)1月
球磨郡あさぎり町岡原北960番地2	1 日

熊本県告示第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和2年(2020年)1月10日

(精神通院医療)

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
かんな薬局		上益城郡益城町 大字馬水804 番3		

熊本県告示第15号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和2年(2020年)1月10日

	熊本県知事 蒲 島	郁 夫
事業者の名称、主たる事 事業所の名称及び所在地 務所の所在地及び代表者 の氏名		指定年月日
多機能型事業所とまり木 合同会社とまり木	就 労 継 続 支 援 B 型	令和2年(
Second 山鹿市石167番地		2020年)
山鹿市方保田3462- 坂梨 大和		1月6日
3		

熊本県告示第16号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和2年(2020年)1月10日

	7/15	白	1-17	
熊本県知事	蒲	島	郁	大

事業所の名称及	事業者の名称、主た			障害児通所
び所在地	る事務所の所在地及	指定年月日	事業所番号	支援の種類
	び代表者の氏名			
まいすてっぷ	NPO法人こころ・	令和元年	4 3 5 2 3 0	指定児童発
宇土市新町二丁	コミュニケーション	(2019年)	0 0 1 8	達支援
目28番地	の発達支援	11月15日		指定放課後
	宇土市新町二丁目2			等デイサー
	8番地			ビス
	濵下 かおり			

熊本県告示第17号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和2年(2020年)1月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

Δ.	YE MU 17 YM	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \					
	道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅 員	延 長 (メートル)	備考
	一般県道	瀬田熊本	菊池郡大津町大字錦野字亀甲		4.3		防安交
		線	40番地先から	前	~	235.0	
			同所		11.2		
			87番1地先まで		10.4		
				後	~	235.0	
					16.9		

2 区域を変更する期日 令和2年(2020年)1月10日

熊本県告示第18号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和2年(2020年)1月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅 員(メートル)	延 長 (メートル)	備考
-------	-----	-----------	----	-----------	---------------	----

一般県道	阿蘇一の 宮線	阿蘇市役犬原 1622番7地先から 同所	前	10.4 ~ 24.1	371.7	広域連 携交付 金
		1684番1地先まで	後	10.4 ~ 24.1	371.7	

2 区域を変更する期日 令和2年(2020年)1月10日

熊本県告示第19号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年(2020年)1月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備考
一般県道	稲生野甲 佐線	上益城郡山都町北中島字古皿木 2512番1地先から 上益城郡山都町島木字樫又 4413番3地先まで	180.0	活力創出 基盤交付 金

2 供用を開始する期日 令和2年(2020年)1月31日

熊本県告示第20号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年(2020年)1月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備考
一般県道	水俣港大	水俣市梅戸町二丁目	56.4	広域連携
	黒町線	76番地先から		交付金
		同所		
		20番1地先まで		

2 供用を開始する期日 令和2年(2020年)1月10日

熊本県告示第21号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年(2020年)1月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備考
主要地方道	小川嘉島線	宇城市豊野町上郷字南五反田1490番1地先から同所1490番1地先まで	48.3	防安交

2 供用を開始する期日 令和2年(2020年)1月10日

熊本県告示第22号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の7第1項の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のとおり公示する。

令和2年(2020年)1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

変更の認定を受けた鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社九州自然環境研究所

菊池郡菊陽町大字原水1159番地5

中園 朝子

熊本県告示第23号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和2年(2020年)1月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

大戸 下口 ・2 1五 7次						
道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
一般県道	辛川鹿本線	菊池市泗水町豊水字上友田平 3730番2地先から 菊池市泗水町豊水字道上	前	10.0 ~ 28.2	193.6	防安交
		3625番7地先まで	後	10.0 \sim 25.2	193.6	
一般県道	原植木線	菊池市泗水町豊水字上友田平 3730番2地先から 菊池市泗水町豊水字道上	前	10.0 ~ 28.2	193.6	
टिकिक के स		3625番7地先まで	後	10.0 ~ 25.2	193.6	

区域を変更する期日 令和2年(2020年)1月10日

熊本県告示第24号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。) 第4条第7項の規定により熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(令和元年 (2019年)熊本県告示第197号)を次のとおり変更したので、同条第10項におい て準用する同条第5項の規定により公表する。

令和2年(2020年)1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県の水産業は、県民に対し、新鮮で安全で安心な水産物を安定的に提供する役割を担うとともに、県内の沿岸地域における地域経済を支える基幹産業として重要な役割を果たしている。

今後とも、本県の水産業の振興を図っていくためには、その基礎となる海洋生物資源 を適切に管理し、合理的に利用していくことが不可欠である。

我が国の周辺水域における海洋生物資源については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位にとどまっている資源や悪化している資源もみられる。本県の海域における海洋生物資源についても同様の傾向がみられ、地域の経済発展に重大な支障を及ぼすおそれがある。

このようなことから、本県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を中心に多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきている。

今後、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画(法第3条第1項に規定する「基本計画」をいう。以下同じ。)により決定された漁獲可能量(法第2条第2項に規定する「漁獲可能量」をいう。以下同じ。)の都道府県別の数量について、次の方針により適切な措置を講じることとする。
(1) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量の公

(1) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、第一種特定海洋生物資源(法第2条第6項に規定する 「第一種特定海洋生物資源」をいう。以下同じ。)の採捕実績を的確に把握するため の措置を講じることとする。

- 基本計画により定められた本県の漁獲可能量に係る管理を適切に行っていくため には、海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データや知見が必要である。 このため、当該データの蓄積や知見の進展を図るよう、 県水産研究センターを中心 とし、国や関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。 また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることと
- (3) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進 するよう、従来の資源管理型漁業等を推進していくこととする。
- (4) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、法第13条第2項の規定に基づく協定制度(以下「協定制度」という。)の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。 なお、中西部太平洋まどろ類委員会において決定されたくろまぐろの保存管理措置

に関する本県の保存管理措置を規定する基本計画は、別に定める。

- 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた期間及び数量に 関する事項
 - (1) 第一種特定海洋生物資源の平成30年(2018年)の管理対象期間及び知事管理 量は、次のとおりである。

【まあじ】

- 平成31年(2019年)1月から令和元年(2019年)12月まで 若干 【まいわし】
- 平成31年(2019年)1月から令和元年(2019年)12月まで 若干

【まさば及びごまさば】

令和元年(2019年)7月から令和2年(2020年)6月まで (2) 第一種特定海洋生物資源の平成31年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとお りである。

【まあじ】 令和 2 年 (2 0 2 0 年) 1 月から令和 2 年 (2 0 2 0 年) 1 2 月まで 若干 【まいわし】

令和2年(2020年)1月から令和2年(2020年)12月まで 若干

【まさば及びごまさば】

令和2年(2020年)7月から令和3年(2021年)6月まで 若干

- 第一種特定海洋生物資源(まあじ、まいわし、まさば及びごまさば)の知事管理量に 関し実施すべき施策に関する事項
 - 中型まき網漁業、小型まき網漁業、敷き網漁業及び定置漁業については、漁業者によ る自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとす る。
 - 中型まき網漁業、小型まき網漁業、敷き網漁業及び定置漁業については、現状 の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数を現状どおりとする等、従来と同 様の操業規制を実施し、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。
- その他の海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
 - (1)海洋生物資源の保存及び管理をさらに推進するためには、より詳細かつ正確な資源 管理状況の把握が必要であることから、漁業情報を的確に把握するとともに、資源に 関する調査及び研究の充実及び強化をさらに進めることとする。
 - (2)海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた 取組を進めることとする。

(別添1)

熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画 第1の別に定める「くろまぐろ」について

(第5管理期間)

平成31年(2019年)4月19日公表 令和元年(2019年)7月26日一部改正 令和2年(2020年)1月10日一部改正

- くろまぐろの保存及び管理に関する方針
- 本県において太平洋くろまぐろは、釣り漁業、曳縄漁業や定置網漁業を中心に、東シ ナ海において漁獲されており、本県にとって重要な資源となっている。
- このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点かい、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の
- 漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。 また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確 に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされ

- るよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を 取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データ の蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産研究センターを中心とし、国又は関係都道 府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。 5 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取り組みを行うものとする。
- 第2 くろまぐろの漁獲可能量について熊本県の知事管理量に関する事項

能

くろまぐろ30キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。)	2. 9トン
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚(以下、「大型魚」 という。)	4.5トン

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、 農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されて いない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事 管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、期間別の数量に関する事項

1 本県における期間別の数量は、下表のとおりとする。

採捕の種類及び期間	小型魚	大型魚
本県の漁獲可能量	2. 9トン	4. 5トン
うち平成31年(2019年)4月から令和		
元年(2019年)6月	0.2トン	1. 1トン
7月から9月	0.3トン	1. 1トン
10月から12月	2. 2トン	1. 1トン
令和2年(2020年)1月から3月	0.2トン	1.2トン

- 注 上表の期間別の数量から同期間の漁獲量を差し引いた数量を、次の期間別の数量に加えるものとする。
- 2 本県の採捕の数量が、採捕の期間別の数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、期間ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。
- 第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項 1 緊急報告体制について
 - (1)各漁業協同組合は急激な採捕の数量の積上げに備え、以下に該当する場合は速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業協同組合	漁業種類	報告基準
天草漁業協同組合	• 定置網漁業	・ 1 か統当たり 1 0 0 キログラムを超え る量の採捕
	・ 釣り漁業・ 曳縄漁業	・1隻当たり100キログラムを超える 量の採捕
水俣市漁業協同組合	• 曳縄漁業	・1隻当たり100キログラムを超える 量の採捕

(2)(1)の本県への一報は以下の体制により行うものとする。

漁業協同組合	漁業者・漁業協同組合の段	本県
	階	

天草漁業協同組合	・各漁業者は、支 話連絡	支所長に電	・漁協(参事/支所長)は本 県水産振興課にメール又は FAX 連絡 ・本県は送信者に受信連絡
水俣市漁業協同組合	・各漁業者は、参 連絡	参事に電話	

※ 各漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。 ※ 本県は、上表の各漁業協同組合と本県間の連絡網(土日祝祭日、年末年始等の閉庁 時の連絡網を含む)を別に定めるものとする。

(3)(1)の緊急報告がなされる急激な採捕があった場合に、直ちに当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県は当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置網漁業	・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の
	緊急連絡。
	・県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろ
	まぐろの入網判明時の網の開放、混獲時の生存個体の放流、漁業
	協同組合の荷受け自粛。
釣り漁業	・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の
曳縄漁業	緊急連絡。
	・県の残枠が判明するまでの間は、当面、くろまぐろの目的操業
	の自粛、混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛。

- (4)本県は、小型魚若しくは大型魚別に1日1.0トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。ア)本県は法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の第2又は第3の数量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。イ)また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の(1)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表を持って本県の(1)の公表とする。
- (5)本県は、前述の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言 指導又は勧告を内容とする早期是正措置を本県管内の漁業者等に対し講じるものとす、 る。
- ア) 本県の採捕の数量の7割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・くろまぐろをとることを目的とした操業は自粛する。
- ・生存個体はすべて放流する。
- ・くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとし、超過を確実に避けるため1日1人1尾、混獲採捕の時点で、当該日の操業は切り上げ、以後3日間は休漁する。
- ・これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
- 2 遊漁(遊漁者及び遊漁船業者)の管理について
 - (1)本県は管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。
 - (2)特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じて、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。
- 第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について
 - 採捕の停止命令について 本県の採捕の数量が第2又は第3の知事管理量の9割を超える時点で、法第10条第 2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
 - 期間別の数量を超えるおそれが著しく大きいときは、当該期間別ごとに採捕の停止命令をする。

なお、本県の採捕の数量の積み上がり状況によっては、知事管理量を超えないようにするため、期間別の数量のうち、最初に超えるおそれが著しく大きいと認める数量について、当該数量の9割を超える時点で、採捕の停止命令をするものとする。

我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

遊漁者及び遊漁船業者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令(法第10条関係)が出された際は、本県の水面での遊漁者及び遊漁船業者に対し、当該都道府県の水面での遊漁者及び遊漁船業者も命令対象者であり、管内の漁業者に対し管理の取組を指導した際は、同様の指導を行う。

2 第5管理期間までの超過分の差引等について 小型魚の第2管理期間の超過量については、差引きがない場合の漁獲枠の2割を上限 として、第3管理期間から10年間にわたって分割して差し引くこととしている。 第3管理期間の超過量0.5トンについては、第4管理期間において0.4トンを差 し引いているため、第5管理期間は0.1トンを差引くこととする。

	超過量合計	第3管理期 間期首の差 引き量	第4管理期 間期首の差 引き量(9 か月分)	第4管理期 間の残量に よる差引き 量	第5管理期 間期首の差 引き量	第6管 理期降の 差引計
第2管理期間超過分	3. 4トン	0.3トン	0.3トン	0.7トン	0.3トン	1.8トン
第3管理期間超過分	0.5トン	_	0.4トン	_	0.1トン	_

公 告

熊本県公告第1号

物品を次のとおり売却する。

令和2年(2020年)1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 物件の表示

上益城郡甲佐町田口地内

田口橋仮添架橋撤去に伴う発生鋼材 125.99トン

2 入札期日

令和2年(2020年)1月24日(金) 午前10時

3 入札場所

熊本市中央区八王寺町1-20 県央広域本部土木部 第1会議室

4 入札の方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札保証金

入札に参加しようとする者は、契約希望金額の100分の5以上の金額を納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は熊本(4301)手形交換所加盟金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。

なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。

6 開札期日

入札終了後即時

7 契約保証金

契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納入するものとする。この場合において、納入は、熊本県が発行する納入通知書により払い込み、その写しを提出しなければならない。

- 8 入札参加資格
 - 次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
 - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産者で復権を得ない者
 - (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者であって、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの

能

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者又は当該入札物件を暴力団若しくはこれに類するものの用に供しようとする者
- (5) 会社更生法 (平成14年法律第154号) 第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者
- (6) 民事更生法 (平成11年法律第225号) 第21条の規定に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者
- [7] 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年 熊本県告示第811号)による指名停止期間中の者
- 9 入札参加申込み

入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込みを行わなければならない。

- (1) 提出書類 入札参加申込書 印鑑登録証明書 誓約書
- (2) 提出方法 持参又は郵送による。
- (3) 提出期限 令和2年(2020年)1月23日(木) 午後5時 (郵送の場合は、提出期限までに必着)
- (4) 提出先 熊本市中央区八王寺町 1 2 0 県央広域本部土木部 総務課
- 10 入札当日に必要な書類等
 - (1) 入札書
 - (2) 印鑑(印鑑登録証明書の印鑑又は代理人の印鑑)
 - (3) 委任状 (代理人が参加する場合に限る。)
 - (4) 入札保証金 (購入希望額の5パーセント以上の現金又は銀行振出等小切手)を 封筒等に封かんしたもの
- 11 その他
 - (1) 契約締結期間 令和2年(2020年)1月27日(月)~1月31日(金)
 - (2) 売買代金納入期限 令和2年(2020年)2月14日(金)
 - (3) 鋼材の搬出期限 令和2年(2020年)2月21日(金)
 - (4) 契約の履行に当たっては、物件の数量を契約書に定めるとおり計量し、重量比に応じた契約金額の変更について契約を行うものとする。
 - (5) 契約締結場所 入札実施後、落札者に通知する。
 - (6) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、 熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年 熊本県規則第11号)等を承知の上入札するものとする。
 - (7) 問合せ先

県央広域本部土木部 総務課

電話 096-273-9632

熊本県公告第2号

一令和2年度(2020年度)及び令和3年度(2021年度)において熊本県農林水産部森林局が発注する測量、設計等業務委託に係る指名競争入札に参加を希望する者について、次のとおり調査を行う。

令和2年(2020年)1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 対象者

令和2年度(2020年度)及び令和3年度(2021年度)の熊本県土木部監理課に登録された熊本県入札参加者資格を有する者又は当該資格を有する見込みのある者であって、別表に定めるものであること。

2 提出書類及び部数

	提出書類	提出部数
1	「治山」・「林道」事業関係業務委託に係る指名競争入札参加希	1 部
	望調査申請書(別記第1号様式)	
2	技術者経歴書 (別記第2号様式から4号様式まで)	1 部
3	測量・設計等実績調書(別記第5号様式)	1 部
4	資格の登録を証する書面の写し	1 部
5	切手を貼付した返信用封筒	1 部

- 3 提出方法
 - 持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- 4 提出期限
 - 公告の日から令和2年(2020年)2月14日までとする。 (郵送の場合は、令和2年(2020年)2月14日消印有効)
- 5 提出先

- (1) 持参の場合 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館9階農 林水産部農村振興局技術管理課
- 〒862-8570 (県庁専用郵便番号) (2)郵送の場合 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 農林水産部農村振興局技術 管理課
- 結果通知 6

1の対象者に該当するか否かについては、令和2年(2020年)3月31日までに 文書で通知する。

問合せ先

熊本県農林水産部農村振興局技術管理課 電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 4 6 7

- その他
 - 様式については、県庁ホームページから入手すること。
- 別表 技術者該当区分 (1)地質・土質調査業務

(1) 地質 * 工質 祠:	宜 耒 伤
技術者の名称	技 術 経 歴
地質調査技師	当該業務に関する専門的知識及び技術を有する者であって、次の
同等以上	いずれかに該当するもの
	1 技術士の登録 (総合技術監理部門 (選択科目:森林一森林土木)
	又は森林部門(選択科目:森林土木))を受けた者
	2 博士 (森林土木に該当する部門)
	3 RCCMの登録(森林土木部門)を受けた者
	4 次の各号のいずれかに該当するもの
	(1)学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大
	学を除く。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に規定
	する大学を卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に
	従事した期間が18年以上であるもの
	(2) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令
	(明治36年勅令第61号)に規定する専門学校を卒業した者
	であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年
	以上であるもの
	(3)学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令(昭和18
	年勅令第36号)に規定する中等学校を卒業した者又はこれと
	同等以上の資格(以下この表において「同等資格」という。)
	を有する者であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門
	の職務に従事した期間が28年以上であるもの

(2) 測量業務等

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法(昭和24年法律第188号)第49条の規定による測量
	士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が8
	年以上である者
測量技師	測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期
	間が3年以上である者

(3) 設計業務等

技術者の名称	技 術 経 歴
主任技師	当該業務に関する専門的知識及び技術を有する者であって、次の
同等以上	いずれかに該当するもの
	1 技術士の登録(総合技術監理部門(選択科目:森林―森林土木)
	又は森林部門(選択科目:森林土木))を受けた者
	2 博士 (森林土木に該当する部門)
	3 RCCMの登録(森林土木部門)を受けた者
	4 林業技士の登録(森林土木部門)を受けた者
	5 次の各号のいずれかに該当するもの
	(1)学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に
	規定する大学を卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職
	務に従事した期間が18年以上であるもの
	(2)短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令
	に規定する専門学校を卒業した者であって、卒業後森林土木部

节和2年(2020年)1月10 日		庶 平 异	知 第 第 第 1 2 0 0 9 万 1 13
	門の職務に	従事した期間	が23年以上であるもの
(3	3)学校教育法	に基づく高等	学校若しくは旧中等学校令に規定する
	中等学校を	卒業した者又	はこれと同等以上の資格(以下この表
	において「	同等資格」と	いう。)を有する者であって、卒業又
			土木部門の職務に従事した期間が28
	年以上であ		- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
(4) 現場技術業務	1320	000	
技術者の名称			術 経 歴
管理技術者 1	技術士 ((822) 3	科目:森林土木))の登録を受けた者
(技師A) 2			関する専門的な知識及び技術を有し、
			経験がある者であって、次の各号のい
	がっ、死場段 ずれかに該当		座級がある名とあって、500名を501
			1. 十
(1			土木施工管理技士の資格を取得し、そ
			に従事した期間が5年以上あるもの
(2) の登録を受けた者であって、森林土
	2 0 2 2 30 2 300		期間が4年以上あるもの
(3			(短期大学を除く。) 又は旧大学令に
	S SUCCESSION FOR THE REST	The series of the series of the	者(以下この表において「大学卒業者」
	という。)	であって、卒	業後森林土木部門の職務に従事した
	期間が13	年以上である	もの
(4	1) 短期大学、	学校教育法に	基づく高等専門学校又は旧専門学校令
	に規定する	専門学校を卒	業した者(以下この表において「専門
	学校卒業者	・」という。)	であって、卒業後森林土木部門の職務
	に従事した	期間が17年	以上であるもの
(5	5)学校教育法	に基づく高等	学校若しくは旧中等学校令に規定する
	中等学校を	卒業した者又	はこれと同等以上の資格(以下この表
			いう。)を有する者(以下この表にお
			という。)であって、卒業又は同等資
			の職務に従事した期間が20年以上で
	あるもの	. //N 11 /1 ·	William to the first of the fir
		ト記りの(1)	から(5)において森林土木部門の職務
	NO. CO40 OF STATE AND THE		部門の職務に従事した期間が4年以上
			即100概物に促事した朔雨が4十以上
珀·坦·杜·维·吕)	であるもの	ずれかに該当	474 n
(技師 C) (1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		資格を取得後、森林土木部門の職務に
		間が4年以上	
(2			業後森林土木部門の職務に従事した期
	Marie de la la destac	上であるもの	
(3	1 10 1 10 10 00 00 10		、卒業後森林土木部門の職務に従事し
	た期間が8	年以上である	6 O
(4	4) 高等学校卒	業者であって	、卒業又は同等資格の取得後森林土木
	部門の職務	に従事した期	間が11年以上であるもの
	ただし、	(1)から(4)	において森林土木部門の職務に従事し
	た期間中に	治山部門の職	務に従事した期間が4年以上であるも
	のに限る。		
	_		
現場技術員	次の各号のい	ずれかに該当	するもの
A STATE OF THE STA			資格を取得したもの
	a company of the contract of	12 9 12 11 0020-02-02-02	古した 世 即 おり ケ ツ しゃ と フ と の フ は

熊本県公告第3号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により御船町から御船都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を

これと同程度以上の知識及び技術を有するもの

(2)森林土木部門の職務に従事した期間が3年以上であるもの又は

受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年(2020年)1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第4号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により御船町から御船 都市計画地区計画(小坂地区地区計画)の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同 法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に 供する。

令和2年(2020年)1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第5号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年(2020年)1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 上益城郡益城町大字砥川字小屋敷 2 8 0 1 番及び同 2 8 0 2 番・同 2 8 0 3 番合併の 一部
 - 1,589.14平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 熊本市南区城南町舞原195番地22 株式会社エバーランド

熊本県公告第6号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により阿蘇市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年(2020年)1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(3級水準測	令和元年(2019年)	阿蘇市黒川地内
量、数值地形図作成)	7月2日から	
	令和元年(2019年)	
	12月16日まで	

熊本県公告第7号

加量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により荒尾市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年(2020年)1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
	令和元年(2019年)	荒尾市全域
量)	12月25日から	
	令和2年(2020年)	
	3月31日まで	

熊本県公告第8号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年(2020年)1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 【2工区】

上益城郡嘉島町大字上仲間字塘添447番1、同448番、同449番1、同450番1、同町大字下仲間字五ツ1番1、同2番1、同3番、同4番1、同5番1、同6番1、同7番1、同51番、同52番、同53番、同54番、同55番、同56番、同57番、同58番、水路及び里道の一部

9,268.98平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 上益城郡益城町大字平田字黒石崎2240番地1 熊本交通運輸株式会社 熊本市南区南高江三丁目2番7号 株式会社新興運送

熊本県公告第9号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、荒尾市の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市 計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

令和2年(2020年)1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
 - 荒尾都市計画道路
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域 荒尾市原万田、野原の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所

熊本県土木部道路都市局都市計画課、県北広域本部玉名地域振興局土木部維持管理調整課及び荒尾市建設経済部都市計画課

4 縦覧期間

令和2年(2020年)1月10日から令和2年(2020年)1月24日まで(行 政機関の休日を除く。)

熊本県公告第10号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、長洲町の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市 計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

令和2年(2020年)1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
 - 長洲都市計画道路
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域

長洲町大字永塩、大字宮野、大字清源寺、大字上沖洲の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

熊本県土木部道路都市局都市計画課、県北広域本部玉名地域振興局土木部維持管理調整課及び長洲町建設課

4 縦覧期間

令和2年(2020年)1月10日から令和2年(2020年)1月24日まで(行政機関の休日を除く。)

熊本県公告第11号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和41年法律第126号。 以下「法」という。)第3条の規定により下の道入会林野整備組合代表者黒川敏秋から下 の道入会林野整備計画の認可の申請があり、法第6条第1項の規定により当該入会林野整 備計画を適当とする旨の決定をしたので、同条第4項の規定によりその旨を公告し、かつ、 当該決定に係る入会林野整備計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、当該入会林野整備計画に関係のある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他これらの土地又は物件に関し権利を有する者は、当該決定に対して異議があるときは、 法第7条第1項の規定により縦覧期間の満了する日の翌日から起算して30日を経過する 日までに県知事に異議を申し出ることができる。

令和2年(2020年)1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧期間
 - 令和2年(2020年)1月10日から令和2年(2020年)2月10日まで
- 2 縦覧の場所
 - 熊本県農林水産部森林局森林保全課
 - 熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課
 - 南小国町役場
- 3 縦覧に供する書類

下の道入会林野整備計画書の写し

熊本県公告第12号

球磨郡多良木町に事務所を置く百太郎溝土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任し た旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の 規定により公告する。

本 県

公

報

能

令和2年(2020年)1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

		原本系和事 俑 岛 彻 人
役職名	氏 名	住所
退任		
理事	松岡 忠治	球磨郡多良木町大字多良木28番地2
理事	本田 茂	球磨郡多良木町大字多良木3278番地
理事	深水 吉人	球磨郡多良木町大字多良木4901番地1
理事	橋本 正照	球磨郡あさぎり町岡原北1578番地
理事	矢野 幸彦	球磨郡あさぎり町免田東3791番地
理事	岡村 文明	球磨郡あさぎり町免田東94番地
理事	廣瀬 孝喜	球磨郡あさぎり町免田西2272番地
理事	廣瀬 孝喜 皆越 恒春	球磨郡あさぎり町免田西3137番地
理事	北川 省二	球磨郡あさぎり町須恵918番地
理事	板橋 克己	球磨郡あさぎり町深田東602番地
理事	福田清一	球磨郡あさぎり町上北847番地
理事	池田 秀晴	球磨郡錦町大字木上南891番地
監事	永田 一俊	球磨郡多良木町大字多良木3703番地
監事	川野岩己	球磨郡あさぎり町免田東1353番地
監事	樫山保	球磨郡あさぎり町深田西722番地
就任		
理事	松岡 忠治	球磨郡多良木町大字多良木28番地2
理事	本田 茂	球磨郡多良木町大字多良木3278番地
理事	深水 吉人	球磨郡多良木町大字多良木4901番地1
理事	橋本 正照	球磨郡あさぎり町岡原北1578番地
理事	矢野 幸彦	球磨郡あさぎり町免田東3791番地
理事	岡村 文明	球磨郡あさぎり町免田東94番地
理事	廣瀬 孝喜	球磨郡あさぎり町免田西2272番地
理事	皆越 恒春	球磨郡あさぎり町免田西3137番地
理事	北川 省二	球磨郡あさぎり町須恵918番地
理事	板橋 克己	球磨郡あさぎり町深田東602番地
理事	福田清一	球磨郡あさぎり町上北847番地
理事	池田 秀晴	球磨郡錦町大字木上南891番地
監事	宮原 盛幸	球磨郡あさぎり町岡原北142番地
監事	西実良	球磨郡あさぎり町免田西2855番地
監事	樫山保	球磨郡あさぎり町深田西722番地
тт. 1.	I KIS	

熊本県公告第13号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の 規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告 する。

令和2年(2020年)1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

農用地利用配分計画の概要 1

賃借権の設定	ご等を受ける者	任用作为司内格士可以又工作				
氏名又は名称	住 所	賃借権の設定等を受ける土地				
廣田 裕介	上益城郡甲佐町上早	上益城郡甲佐町大字上早川字大原102				
	Л	番ほか3筆				
荒木 直樹	上益城郡山都町柏	上益城郡山都町上差尾字後迫849番				

認可年月日

令和元年(2019年)12月27日

熊本県公告第14号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の 規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告 する。

令和2年(2020年)1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定	等を受ける者	
氏名又は名称	住 所	賃借権の設定等を受ける土地
吉田 友彦	八代市北平和町	八代市北平和町374番1
株式会社アグリ日	八代市日奈久新開町	八代市日奈久新開町字大井手東割90番
奈久		2 ほか 2 筆
湯野 誼	八代市平山新町	八代市平山新町字新開4593番1
平木 昭藏	八代郡氷川町宮原	八代市東陽町北字五反田855番1ほか
		5 筆
西島 文雄	八代市東陽町北	八代市東陽町北字棚田2233番
西島 文雄	八代市東陽町北	八代市東陽町北字棚田2230番ほか1
		筆
中野 有信	八代市東陽町北	八代市東陽町北字西原622番
橋本 幸一	八代市東陽町北	八代市東陽町北字西原616番ほか2筆
梅本 英嗣	八代市東陽町北	八代市東陽町北字西原620番ほか8筆
押方 信博	八代市東陽町北	八代市東陽町北字五反田696番ほか2
		筆
山本 雄二	八代市東陽町南	八代市東陽町北字西原624番
堺 幸助	八代市東陽町北	八代市東陽町北字棚田2245番1ほか
		2 筆
田村一幸	八代市東陽町北	八代市東陽町北字五反田655番
澤村 光徳	八代市東陽町北	八代市東陽町北字五反田690番ほか2
		筆
藤本 雄二	八代市東陽町北	八代市東陽町北字五反田703番
築山 やす子	熊本市東区長嶺南	八代市東陽町北字西原626番
岩﨑 裕尚	八代市上日置町	八代市植柳下町字古開2020番1ほか
		1 筆
合同会社稲津農産	八代市鏡町内田	八代市鏡町下村字南田中363番1ほか
		4 筆

2 認可年月日

令和元年(2019年)12月27日

熊本県公告第15号

運築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和2年(2020年)1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 宇城市松橋町きらら三丁目2番地17
- 2 築造者の氏名 株式会社アイポイント
- 3 道路の位置 宇城市松橋町松橋字東原1910番10
- 4 道路の幅員 6.27メートルから6.30メートルまで
- 5 道路の延長 50.62メートル
- 6 指定年月日 令和元年(2019年)12月24日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第267号

登載 依頼

熊本県障害者施策推進審議会公告第1号

令和元年度(2019年度)熊本県障害者施策推進審議会を次のとおり開催する。 令和2年(2020年)1月10日

熊本県障害者施策推進審議会

1 開催日時

令和2年(2020年)1月31日(金) 午後1時30分から

- 2 開催場所
 - 熊本市中央区水前寺公園28-51
 - ホテル熊本テルサ 3階 たい樹
- 3 議題 (予定)

- (2) 次期計画の策定について (スケジュール、当事者アンケート等について)
- 4 傍聴者の定員について

1 0 A

- 5 傍聴手続について
 - (1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、係員の指示に従って入室することができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
 - (3) 傍聴を希望される方で、傍聴に際して手話通訳、要約筆記等が必要な場合は、令和2年(2020年) 1月16日(木) までに下記問合せ先へ申し込むこと。
- 6 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県障害者施策推進審議会事務局(熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課企画共生班)(電話 096-333-2236)

熊本県警察本部告示第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和2年(2020年)1月10日

熊本県警察本部長 小 山 巌

1 競争入札に付する事項

熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気 (低圧)

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格 を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定める ところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を 得ること。

- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間 公告の日から令和2年(2020年)1月20日(月)午後5時までとする。ただ し、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入 札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知 資格審査の結果は、資格審査結果通知事により通知する
- 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。 (5) 入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和4年(2022 年)3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和3年(2021年)10月1日から令和3年(2021年)11月30日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県警察本部公告第1号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和2年(2020年)1月10日

熊本県警察本部長 小山 巖

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品名

熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気(低圧)

(2) 使用予定電力量(2年間)

ア 低圧電力相当契約 501,594kWh

イ 従量電灯B相当契約 1,025,098kWh

ウ 従量電灯 C 相 当 契 約 7 3 0 , 3 1 8 k W h

- 調達物品に係る発注・契約担当部局 熊本県警察本部警務部会計課施設管理室管財·管理係(熊本県庁警察棟2階) 862 - 8610熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 調達物品に係る入札担当部局 熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階) 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 調達物品の内容 (5)電気(低圧)供給仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (6)調達期間 (供給期間) 令和2年(2020年)4月の検針日から令和4年(2022年)4月の検針日の 前日まで
- 供給場所 T 低圧電力相当は、仕様書に示す「低圧電力相当契約供給場所一覧」のとおり 従量電灯B相当は、仕様書に示す「従量電灯B相当契約供給場所一覧」のとおり 従量電灯C相当は、仕様書に示す「従量電灯C相当契約供給場所一覧」のとおり
- 契約の種類 単価契約
- 入札方式 (紙入札併用案件) (9)

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札 による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者に ついては、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札 システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提 出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない

入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉 塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

入札金額

入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、入札説明書に示す内訳書及び契約種別毎内訳明細書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるとき は、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及 び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契 約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること

- 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年 熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託 等) 運用基準の規定を適用する。
- 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

- 入札参加者の必要な資格に関する事項
 - 次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。
 - 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平 成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定され た者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参 加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のア の受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が 間に合わない場合がある。

競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期 間

公告の日から令和2年(2020年)1月20日(月)午後5時まで

- 競争入札参加資格審査申請書の提出先
 - 1(4)の入札担当部局
- 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- 提出の方法 イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送
- する場合は、アの受付期間内に必着とする。 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業者 としての登録を行っている者であること。
- 電気事業者の発電により発生した平成30年度の二酸化炭素排出係数が1キロワッ ト時当たり0.347キログラム以下であること。
 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申
- 立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更 生計画認可の決定を受けていること。
- 民事再生法 (平成11年法律第225号) 第21条の規定による再生手続開始の申 立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再

- 生計画認可の決定を受けていること。 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊 本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
- 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力密接関係者であるとき。 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると 1
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する など、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
- 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしてい
- 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除
 - 条例(平成22年熊本県条例第52号)第2条に規定するものをいう。 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事 務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長そ の他の者をいう。
 - 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が 参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴 力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。
- 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

競争入札参加資格確認申請書 2(3)に係る二酸化炭素排出係数の確認書類(国に提出した書類の写し等)

2(7)に係る役員等一覧

提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形 式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイ トを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録 を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる 書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出す

入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出さ なお、 れた競争入札参加資格確認申請は無効とする。また、紙入札により入札する場合は、 (1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限 る。) 又は持参により提出すること。

提出期間

公告の日から令和2年(2020年)2月3日(月)午後5時まで

提出先 (4)

1(4)の入札担当部局

確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出 があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

- 入札手続等
 - (1)入札仕様等に対する質問の受付期間
 - 1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和2年(2020年)2月3日 (月)午後5時まで受け付ける。
 - 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説 明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日か ら令和2年(2020年)2月21日(金)まで行う。

入札の方法

電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和2年 (2020年) 2月20日(木)午後5時までに電子入札システムにより入札する こと。

- 紙入札による入札の方法
 - 令和2年(2020年)2月21日(金)午前10時 日時
- 1(4)の入札担当部局 場所
- 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入 札書及び委任状)、及び入札説明書に示す内訳書及び契約種別毎内訳明細書を(ア) の日時に(4)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和2年(2020年)2月20日(木)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書、内訳書及び契約種別毎内訳明細書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書、内訳書及び契約種別毎内訳明細書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(7)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(4)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。 ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入

- イ 民法 (明治 2 9 年法律第 8 9 号) 第 9 5 条の錯誤による入札であると入札執行者 が認めた入札
- ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない 入札
- エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない 者のICカードを使用して行った入札
- オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- カ 有効な内訳書及び契約種別毎内訳明細書が添付されていない入札
- (7) 入札の中止等 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に 執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず 又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法 開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により 作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす る。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは 電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金 免除する。
- 5 契約について
 - (1) 契約書の作成の要否
 - (2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

- (3) 落札者からの契約締結の申出期限 落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号 に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (4) 契約保証金 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項 の規定により、落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。た だし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えるこ とができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する ことができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

- 6 その他
 - (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) この調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

問合せ

- (1)
- 問合せ先ア 入札の調達内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること。

能

熊本県警察本部警務部会計課施設管理室管財·管理係

電話番号 096-381-0110 (内線2264)

ファックス番号 096-381-9341

競争入札参加資格審査申請及び入札手続(紙入札移行承認等)に関すること。 熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

電子入札システムの操作方法に関すること。 くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096 - 370 - 5455

受付時間 (2)

> 午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項 各号に掲げる日を除く。)

- Summarv
 - (1)Name and Content of Purchasing

Planned use amount of electric power in two years in

- A. Equivalent contract of low voltage electricity 501,594 (kilowatt-hour)
- B. Equivalent contract of meter-rate lighting B 1,025,098(kilowatt-hour)
- C. Equivalent contract of meter-rate lighting C 730,318 (kilowatt-hour) to be used in buildings that Kumamoto Prefectural Police Headquarters
- (2)Date and Place for tender

Date: February 21th, 2020, 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,

Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

Name of Department in Charge of Bidding Contract

Kumamoto Prefectural Police Headquarters, Police Administration Department,

Property Management Division

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture 862-8610, Japan

Phone: 096-381-0110 (Ext. 2264)

Other (その他) (4)

Language: Japanese Currency: Japanese Yen

Œ 誤

令 和 元 年 (2 0 1 9 年) 1 2 月 1 7 日 熊 本 県 公 営 企 業 管 理 規 程 第 7 号 (熊 本 県 企 業 局 職 員就業規程の一部を改正する規程)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
7	5 1	令和2年(2020年)	令和2年(2019年)